

## 国立大学法人佐賀大学「教職員等の海外渡航に関する指針」

令和4年5月26日

国立大学法人佐賀大学

令和4年11月22日切替

令和5年9月13日改訂

令和5年11月6日改訂

佐賀大学の教職員等が海外渡航（出張等）の必要性が生じた場合、出張者は「海外渡航届出（以下、「届出」とする。）」を作成することとし、出張等の手続きの際に届出を併せて提出するものとする。

その際、外務省が発出する国・地域別の「海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）、以下、「海外安全情報」という。」が出されている場合は、海外安全情報に基づき、次のような措置をとるものとする。

また、学生が出張依頼により海外渡航する場合は、事前に保険加入の義務付けと本人の同意を得て、出張を依頼する教職員が、学生の届出を行い、出張依頼の手続きを行うものとする。

さらに、本学の教職員等が海外渡航する場合には、事前に渡航先の入国にかかる手続きや国立大学法人佐賀大学安全保障輸出管理規程に基づく手続きも併せて行うものとする。

### (1) 海外安全情報カテゴリーに応じた対応について

#### ○レベル4（退避勧告）

海外渡航は不可とする。教職員等の渡航（滞在中を含む）は、目的のいかんにかかわらず、直ちに取りやめる。

#### ○レベル3（渡航中止勧告）

教職員等の海外渡航（滞在中を含む）は、原則として不可とする。ただし、外務省等の政府機関や国際機関、現地関係機関等からの要請に基づく場合、部局長及び学長と事前に協議する。

#### ○レベル2（不要不急の渡航は止めてください）

海外渡航は、不要不急の海外渡航は原則取り止めとし、海外渡航計画の見直しを行う。ただし、業務上、以下の事項により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められる場合は、現地相手方機関や在外公館等と連絡調整の上、安全確保等の措置を確認するとともに、目的外の行動を行わないなどの対応をとる。また所属組織と滞在中の連絡手段を確保の上、定期的に所属組織に連絡する。

- ①業務上、以下の事由により、やむを得ない海外渡航の必要性が認められるか。
  - 1) 学術交流協定機関等の派遣先からの依頼に基づく国際交流上の必要性
  - 2) 国際共同研究に関わる科研費等の遂行上の必要性
  - 3) その他の必要性（国際会議参加等）
- ②渡航先への交通手段（国内移動を含む）があるか。
- ③渡航先の感染症等の状況や治安が悪化していないか。
- ④現地関係機関との連携体制は十分か。特に緊急時の連絡体制が整備されているか。
- ⑤渡航先で万一病気や負傷した場合に十分な医療を受けられる状況か。

#### ○レベル1（十分注意してください）

海外渡航は、原則として可とする。教職員等は、外務省が発出する海外安全情報を十分理解し、細心の注意を払って海外渡航・滞在するものとし、所属組織と滞在中の連絡手段を確保の上、渡航する。

#### (2) 保険への加入について

海外渡航中や滞在中には予期せぬ病気やケガ、所持品の盗難や破損、他社への損害賠償等が起こる危険性がある。現地での病気での治療費は高額になる場合が多く、渡航前に海外旅行保険に入ることを必須とする。クレジットカード等に海外旅行保険が付帯している場合、当該保険に適用範囲や適用金額に制限がある場合もあるため、必ず内容を確認の上、必要であれば追加で旅行保険に加入すること。

また、有事の際にすぐに保険会社に連絡できるよう、現地から連絡可能な緊急連絡先を確認し、常に携帯すること

#### (3) リスクマネジメントに関する情報提供について

出張者は上記の措置による届出について、学術研究部 研究推進課 国際企画室へ連絡し、国際企画室は、学長に定期的に報告することとする。

#### (4) 参考情報

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

附 則（令和4年12月1日切替）

この指針は、令和4年12月 1日から適用する。

附 則（令和5年9月13日改訂）

この指針は、令和5年 9月13日から適用する。

附 則（令和5年11月6日改訂）

この指針は、令和5年11月 6日から適用する。